

令和7年8月16日

利用者（団体）各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家所長
桑 山 宗 大
（公印省略）

食事に係るキャンセル料等の取扱について

日頃より、当施設をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

昨今の食堂運営を取り巻く状況は、食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水費、配送費等の物価上昇が世界規模で起こっており、大変厳しい環境が続いております。

このような中、令和7年10月以降は、国立青少年教育振興機構の28教育施設の食堂の契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心な食堂環境の両立を図ってまいります。

つきましては、このような状況を鑑み、食堂に注文された食事（食堂食・野外炊事用食材・弁当）をキャンセルまたは数量を減らされる際のキャンセル料の取扱につきまして、下記のとおり変更させていただきます。

ご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日

令和7年10月1日（水）食事提供分より

2. 変更内容

【別紙】食事に係る注文内容の「食数変更期限」および「キャンセル料」について

以 上